



こんにちは、岡田よしひでです

2020年7月19日 発行
県議会活動報告ニュース
NO.44

自宅 南国市浜改田 430-1
TEL/FAX 865-2932
携帯 090-4337-4527

岡田よしひで事務所 864-2426 南国市駅前町 2-5-11 県議会共産党控室 823-9524 高知市丸ノ内 1-2-20

県議会6月定例会

県議会6月定例会で、中根さち議員が30日、代表質問をおこないました。

①米軍機の低空飛行、夜間飛行について、②持続化給付金などについて、③新型コロナウイルス感染症対策、④ポストコロナ時代について、⑤飼養衛生管理基準について。

持続化給付金など

いわゆる「中抜き」（実体のない事業所が事業を下請けに丸投げし、利益だけ得る）が批判されている事業の在り方をどう受け止めているか。国に究明と改善を求める考えはあるか質問。

知事は、「手続きの透明性や公平性が確保されることが重要と考えます。国会閉会後も審査が行われており、説明が行われ、所与の改善が図られるものと考えています。」と答えました。

本県の委託業務における再委託につ

て基本的な考えを聞きました。

会計管理者は、「県では、一般的な業務委託において、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないと規定しています。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合は、この限りでないとしており、妥当性や履行能力の審査を行うこととします。」と答えました。

持続化給付金など、給付金を必要としている人が申請、給付にまで進めるよう、国に対する要望や意見書提出など、対応する考えはないか尋ねました。

知事は、「県では、迅速かつ確実に給付されるよう、関係省庁や県選出国會議員に、手続きの簡素化や電子申請が困難な事業者への支援を緊急提言してまいりました。現在、県内には6カ所に申請サポート会場が開設され、支援体制が整備されてきています。今後も、必要に応じ、申請が困難な事業者への更なる支援や、手続きの簡素化など、全国知事会と連携を図りながら、提言を行ってまいります。」と答えました。



緑が美しい五台山竹林寺

農業者も対象の

持続化給付金

「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対して、事業の下支えをするために支給されています。

おむすび通信 (44)

農業者の皆さん（個人）も対象となっています。申請期間は、令和2年5月1日から令和3年1月15日まで。影響の大きい地域では、農協も申請支援を行っています。

① 昨年の確定申告又は住民税申告のいずれかを行っていただければ、申請可能です。昨年赤字申告の方も対象です。② 新型コロナウイルスの影響等で、今年の内ずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の50%以下であれば対象になります。一番収入が減少した月を申請者が任意で選択できます。最大100万円が給付されます。（持続化給付金事業コールセンター 0120-1151570 日曜く金曜（土曜除く）8時半～19時）

新型コロナウイルスの影響で生活に困っている学生を支援しようとして、私も加入している高知医療生協南国支部が13日、後免町防災コミュニティセンターをお借りして「学生まんぶく支援」を行いました。大学がホームページで紹介してくれたこともあり、50人の学生が来場。お米が足りなくなり急ぎよ買いました。学生は、支援者からの、お米、野菜、卵、レトルト食品、石鹸、トイレットペーパーなどを受け取り喜んでいました。